

特別養護老人ホームほほえみ福寿の家 介護老人福祉施設重要事項説明書

令和7年4月1日改定

当施設のサービスをご利用いただくにあたり、事業所の概要等につきまして、次のとおりご説明いたします。

1 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 桜友会
事業者の所在地	岐阜県関市稲口845番地
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 高井澄恵
電話番号	0575-24-9570

2 事業所の概要

施設の名称	特別養護老人ホーム ほほえみ福寿の家
施設の所在地	岐阜県関市稲口845番地
指定事業所番号	2170200196
施設長名	高井澄恵
電話番号・FAX番号	電話：0575-24-9570 FAX：0575-24-9571

3 事業の目的及び方針

要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とします。

また、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭において入浴・排泄・食事等の日常生活上の世話をを行い、入居者がその能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう援助すると共に、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、保健医療機関及び福祉サービス機関等との密接な連携に努めます。

【桜友会法人理念】

- ・利用者一人一人を大切にし、支援を通して利用者也家族も職員も豊かな生活を送ることを目指します。
- ・地域の一員として地域の思いを受け止め、安心して生活できる地域社会の実現を目指します。

【桜友会基本方針】

- ・地域で一番信頼されるサービスの提供
- ・生涯働ける職場づくり
- ・進歩し続ける事業所づくり

4 施設の概要

(1) 敷地及び建物

敷 地		1 6 , 9 1 1 m ²
建物	構 造	鉄筋コンクリート 4階建
	延べ面積	7 , 3 4 9 . 9 m ²
	利用定員	9 7 名

(2) 居室（ショートステイ 19 床を含む）

居室の種類	室数	一人当りの平均面積
従来型個室	6 8	1 2 . 6 m ²
従来型個室	3 8	1 2 . 2 m ²
従来型特別個室	2	1 5 . 2 m ²
従来型個室（多床室扱い）	8	1 1 . 5 m ²

(3) その他の主な設備

設備の種類	数	面 積
食堂・集会室	4	5 0 9 m ²
機能回復訓練室	2	6 1 m ²
特別浴室	3	9 7 m ²
一般浴室	1	2 8 m ²
便所	7	1 1 5 m ²
医務室	1	2 5 m ²
静養看護室	1	3 6 m ²

5 職員体制及び勤務体制

職種	人数	勤務体制	備考
施設長	1 人	日勤	
事務職員	1 人以上	日勤	
介護支援専門員	1 人以上	日勤	
生活相談員	1 人以上	日勤	
介護職員	3 3 人以上	3 交替	
看護職員	4 人以上	3 交替	オンコール体制
管理栄養士	1 人以上	日勤	
機能訓練指導員	1 人以上	日勤	
歯科衛生士	1 人	日勤	
嘱託医師	5 人	非常勤	

※併設の地域密着型老人福祉施設入所者生活介護施設と兼務できるものとする。

6 施設サービスの概要及び利用料金

(1) サービス内容

ご利用者各々の施設介護サービス計画書（ケアプラン）に基づいて、介護老人福祉施設サービスを提供いたします。

①入浴：週2回、利用者個々に応じた入浴設備を使用し、入浴していただきます。

ただし、体調不良の場合は中止することがあります。

②排泄：利用者個々にあった方法で排泄ケアを行います。

③食事：利用者個々にあった食事形態で食事を提供します。

④機能訓練：機能訓練員による機能訓練を行います。

⑤生活相談：日常の生活における様々な困り事、悩み事などの相談に随時対応します。

⑥健康管理：年1回の定期健康診断を行うと共に、嘱託医による回診を行います

⑦理美容サービス：定期的、または利用者の希望により業者による理美容サービスを斡旋します。ただし、実費を負担いただきます。

⑧行政手続き及び負担金支払い代行をします。

⑨金銭管理：国民健康保険料・介護保険料・理美容代・医療費・薬代、その他日常生活に必要な経費の支払について、お預かりした印鑑・通帳により支払代行します。

なお、出納状況については、四半期毎に報告書により報告いたします。

⑩外出：施設で定める行事計画に基づき外出サービスを実施します。（外出が困難と判断される場合を除く）

(2) 所持品等の持込みについて

使い慣れた家具の持ち込みは自由ですが、居室に入る程度で入居者が動きやすい範囲内をお願いします。

なお、通帳・印鑑・保険証等の貴重品については、事務所金庫にて保管します。

(3) 利用料金（1日当りの介護サービス費）

介護保険※ご本人の負担割合に応じて算定となります。記載は1割負担者。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室 (多床室扱い)	589円	659円	732円	802円	871円
従来型個室	589円	659円	732円	802円	871円

居住費（1日当り）※ご本人の負担限度額に応じて算定となります。

	第1段階	第2段階	第3段階①②	第4段階
従来型個室 (多床室扱い)	0円	430円	430円	915円
従来型個室	380円	480円	880円	1,231円

食 費（１日当り）※ご本人の負担限度額に応じて算定となります。

	第１段階	第２段階	第３段階①	第３段階②	第４段階
共 通	３００円	３９０円	６５０円	１，３６０円	１，６５０円

（４）加算額 ※記載は１割負担者。

下記に定める加算のうち、施設体制や入所者の状況に応じて必要な加算を、ご本人の負担割合に応じて算定させていただきます。

①外泊時費用

入所者が病院または診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合１月に６日を限度として１日につき２４６円を算定。しかし外泊時に当該入所者が介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合は、１月につき６日を限度として所定単位数に変えて１日につき５６０円を算定
ただし、初日及び最終日は除き、月をまたがる場合は最大１２日分を算定

②初期加算 １日につき３０円 入所、再入所から３０日間

③退所前後訪問相談援助加算 ４６０円

退所時相談援助加算 ４００円

退所前連携加算 ５００円

入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合

居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供サービス調整を行った場合

④個別機能訓練加算（Ⅰ） １日につき１２円

個別機能訓練計画に基づいて機能訓練を実施する場合

個別機能訓練加算（Ⅱ） １月につき２０円

加算（Ⅰ）を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、訓練の実施に当たって有効な実施のために必要な情報を活用。

個別機能訓練加算（Ⅲ） １月につき２０円

個別機能訓練加算（Ⅱ）及び口腔衛生管理加算（Ⅱ）、栄養ケアマネジメント強化加算を算定しており個別機能訓練計画等の内容について機能訓練・口腔・栄養の情報を関係諸種間で一体的に共有しており、必要な見直しを行い共有すること。

⑤精神科医療養指導加算 １日につき ５円

精神科医による療養指導が月２回行われている場合

⑥栄養マネジメント強化加算 １日につき１１円

管理栄養士の適切な配置。低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して栄養ケア計画に従い食事の観察を週３回以上実施し、入所者ごとの食事の調整等を実施。

入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用。

⑦療養食加算 １回につき ６円

療養食の提供が必要な対象者

- ⑧経口移行加算 1日につき28円
経管栄養者が経口摂取に移行する取組みを実施する場合
- ⑨経口維持加算（Ⅰ） 1月につき400円
著しい誤嚥が認められる方の経口摂取を維持する取組みを実施する場合
- 経口維持加算（Ⅱ） 1月につき100円
誤嚥が認められる方の経口摂取を維持する取組みを実施する場合
- ⑩在宅復帰支援機能加算 1日につき10円
在宅復帰支援を積極的に行い、一定割合以上の在宅復帰を実現した場合
- ⑪看取り介護加算 (死亡日45日前～31日前) 1日につき72円
(死亡日30日前～4日前) 1日につき144円
(死亡日前々日、前日) 1日につき680円
(死亡日) 1日につき1,280円
医師が終末期にあると判断し、医師、看護師、介護職員等が協働して、本人または家族の同意を得ながら看とり介護を行った場合
死亡前45日を上限として、死亡月に算定
- ⑫在宅・入所相互利用加算 1日につき40円
複数の利用者が在宅期間及び入居期間（3ヶ月以内）を定めて、同一の個室を計画的に利用する場合
- ⑬日常生活継続支援加算 1日につき36円
認知症高齢者等が一定割合以上入所しており、入所者数に対し介護福祉士を一定割合以上配置している場合
- ⑭看護体制加算（Ⅰ） 1日につき4円
看護体制加算（Ⅱ） 1日につき8円
常勤の看護師の配置や基準を上回る看護職員を配置している場合
- ⑮夜勤職員配置加算 1日につき（従来型）16円
基準を上回る夜勤職員を配置しており、夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施できる介護職員を配置している場合
- ⑯若年性認知症入所者受入加算 1日につき120円
- ⑰認知症専門ケア加算（Ⅰ） 1日につき3円
認知症専門ケア加算（Ⅱ） 1日につき4円
国や自治体の実施または指定する認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを提供する場合
- ⑱口腔衛生管理加算（Ⅰ） 1月につき90円
歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合
- 口腔衛生管理加算（Ⅱ） 1月につき110円
加算（Ⅰ）の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報の活用。
- ⑲再入所時栄養連携加算 1回400円
入所者が医療機関に入院し、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について施設管理栄養士と医療機関の管理栄養士が連携し再入所後の栄養管理に関する調整した場合

⑳退所時情報提供加算 1回250円

医療機関へ退所する入所者等について、入所者等の同意を得て医療機関に対して心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合。

㉑退所時栄養情報連携加算 1回70円

管理栄養士が退所先の居宅、医療機関等に対して当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合。

㉒新興感染症等施設療養費 1日240円 ※1月に1回連続して5日を限度

厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合。

㉓高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 1月につき10円

施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止すること。

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 1月につき5円

3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること

㉔協力医療機関連携加算 1月につき50円

協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。

㉕生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 1月につき10円

見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担等の取組等を行っていること。

㉖認知症チームケア推進加算（Ⅱ） 1月につき10円

認知症の行動・心理症状（BPSD）の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を行う。

㉗科学的介護推進体制加算 1月につき50円

入所者・利用者ごとの基本的な情報を厚生労働省に提出。必要に応じてサービス計画を見直すなどサービスの提供に当たって、情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。

㉘安全対策体制加算 入所に1回算定 20円

外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する整備がされている場合

㉙介護職員等处遇改善加算（Ⅰ） 介護老人福祉施設14.0%

所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定

※経過措置 下記に該当する方については多床室の介護報酬を適用します。

＜新規入所者について＞

①感染症等により従来型個室への入所の必要があると医師が判断した方であって、当該個室への入所が30日以内である方。

②著しい精神症状により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した方。

(5) その他のサービス利用料※1日料金

		税込金額	内訳		
			消費税(10%)	税抜金額	
①	貴重品管理費	50円	5円	45円	
②	テレビ貸出料	55円	5円	50円	
③	コンセント使用料（1個につき）	55円	5円	50円	
④	喫茶代	100円	9円	91円	
⑤	行事経費	実費			
⑥	市外受診等送迎サービス （旧関市の区域を超えた地点から1kmにつき）	66円	6円	60円	
	市外受診等付添援助サービス（職員1名につき） 旧関市外の医療機関を受診される場合で施設職員にて送迎、付添援助を実施する場合に算定				
	8:00～18:00の付添援助 1時間未満	2,860円	260円	2,600円	
	1時間を超える場合 30分増すごとに（税別）1,300円、（税込み）1,430円追加				
	6:00～8:00／18:00～22:00 の付添援助 1時間未満	3,575円	325円	3,250円	
	1時間を超える場合 30分増すごとに（税別）1,625円、（税込み）1,788円追加				
	22:00～6:00の付添援助 1時間未満	4,290円	390円	3,900円	
	1時間を超える場合 30分増すごとに（税別）1,950円、（税込み）2,145円追加				
⑦	外出・外泊付添サービス 個別に外出・外泊の希望があり、職員の付き添いにて実施する場合に算定。ただし、職員が対応可能な場合に限る（旧関市内のみ）	2,200円	200円	2,000円	
⑧	外出付添援助サービス（職員1名につき） 施設で定める行事計画以外に外出を希望される場合で、当該外出について施設職員が送迎、付添援助を実施する場合に算定。ただし、職員が対応可能な場合に限る（旧関市内のみ）	1時間以内			
		2,200円	200円	2,000円	
		2時間以内			
		3,300円	300円	3,000円	
		3時間以内			
⑨	特別な室料 平成23年2月増床 分における居室	居室A（ユニットに近い設計） 居室A-S（ユニットに近い設計） 居室B（洗面台設置 等）	240円 280円 590円	22円 25円 54円	218円 255円 536円
⑩	日常生活用品等、購入代行サービス （1回につき）	近隣にある店舗の場合			
		550円	50円	500円	
		遠方にある店舗の場合			
⑪	看取りに伴う特別な費用※1回 看取り介護を希望される方に、環境を整える等、特別なサービスを提供した場合に算定	5,500円	500円	5,000円	
⑫	残置物の引き取り費用	11,000円	1,000円	10,000円	
	退所時、ご家族による荷物引き取りが困難であり、施設にて処分を希望される場合に算定。	※家具・家電は別途処分業者にお支払い。			

⑬	領収書等再発行事務手数料（１枚につき） 請求書や領収書等の発送済みの書類に関して再発行が求められた場合。	６０５円	５５円	５５０円
⑭	この他 特に個別に要した費用（実費） 例：義歯ブラシ、散髪代、 CPC 製剤配合洗口液（口腔ケア用品）等	必要時、金額含め個別にご相談させていただきます。		

(6) 入院時の居住費	従来型個室（多床室扱い）	915円／日
-------------	--------------	--------

従来型個室 1, 231円/日

入院後 7 日目以降介護保険負担限度額適用外の為

(7) 食事キャンセル料 1, 445円/日

3食ともキャンセルされた日より、連続して最長6日間

(8) 栄養補助食品 1個 110 円 (税込み)

嚥下困難や食欲低下等により食事があまり摂れない方に、ご家族に相談・了承のうえ、栄養を補う目的で栄養補助食品を提供させていただいた場合。

7 苦情处理体制

施設苦情処理 窓口	施設担当者	生活相談員 宮坂裕一	
	問い合わせ先	ほほえみ福寿の家	電話：0575-24-9570
	地域包括支援センター	センター長 九野将美	電話：0575-24-8580
外部苦情処理 窓口	第三者委員	吉田宗弘	電話：0575-22-4561
	第三者委員	北村隆幸	電話：090-4327-9102
	公的機関	関市役所高齢福祉課	電話：0575-22-3131
		国民健康保険団体連合会	電話：058-275-9826
		岐阜県運営適正化委員会	電話：058-278-5136

8 非常防災・災害時の対応

防火管理者	生活相談員 宮坂裕一		
地域との連携	稲口自主防災組合と連携		
防災訓練等	年２回実施（１回は夜間想定）		
防災設備	避難階段	誘導灯及び誘導標識	自動火災報知設備
	避難口	屋内消火栓設備	非常警報装置
	防火扉	スプリンクラー	非常電源
	非常通報装置		

9 医療体制

嘱託医師が必要に応じて対応します。

協力医療機関はウェルネス高井クリニックと中濃厚生病院、関中央病院、関歯科医師会です。

10 事故発生防止・事故発生時・緊急事態・異常事態対応体制

①事故発生防止の措置を適切に実施するための担当者を置き、事故防止検討委員会及び従業員に対する研修を定期的に行います。

- ②事故発生防止のための指針の整備をします。
- ③サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、ご家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ④緊急事態・異常事態発生時には施設の緊急連絡体制に従って対応します。

11 サービスご利用上の留意事項

次の行為はご遠慮いただきます。

- ①宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ②けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- ③他利用者及び職員に対するハラスメント等、施設の秩序・風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ④指定した場所以外で火気を用いること。
- ⑤故意に施設若しくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

12 身体拘束の制限について

施設サービスの提供に当っては、利用者の生命又は身体を保護するため止むを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を実施しません。

また、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、家族に説明・同意を得て、その態様及び時間、その際の入居者の身体状況、緊急止むを得なかった理由を記録し、定期的に身体拘束廃止に向けてカンファレンスの実施及び従事者に対する研修を実施します。

13 虐待防止について

虐待防止に関する 相談窓口	・虐待防止に関する責任者 生活相談員 宮坂裕一 ・電話番号 0575-24-9570 ・F A X 0575-24-9571
------------------	--

利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとし、虐待防止に関する責任者の選定及び設置、成年後見人制度の利用支援、虐待を防止する為の委員会の設置及び従事者に対する委員会内容の報告及び研修を実施します。利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備、その他虐待防止のために必要な措置を講じます。また事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14 秘密保持について

業務上知り得た、ご本人及びご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

ただし、介護サービス等を提供する他事業所との連携に必要な場合は、文書による本人または家族の同意を得た後、関係先にのみ提供できるものとします。

15 業務継続計画の策定について

感染症や災害が発生した場合にあっても入所者が継続してケアを受けられるよう、事業を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画、「業務

継続計画」を策定すると共に、必要な研修及び訓練を実施します。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

16 改定について

この重要事項説明書を改定する場合、軽微な事項及び法改正に伴う事項については通知をもって同意を頂いたものとします。ただし、変更事項に同意できない場合は契約を解除できるものとします。

17 情報の公開について

サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容の記録は5年間保管し、ご利用者もしくはその代理人の請求に応じてその内容を公開する事とし、記録の閲覧、複写を求めることが出来ます。

【第三者による評価の実施状況等】

実施した直近の年月日：令和1年8月30・31日

実施した評価機関の名称：NPO 法人びーすけっと

当該結果の開示状況：www.pref.gifu.lp.jp（岐阜県ホームページ）

令和 年 月 日

事業所名：特別養護老人ホームほほえみ福寿の家

説明者名：

説明内容について同意します。

また、重要事項説明書に定められた料金を遅滞なく支払うことを誓約します。

ご利用者 氏 名 _____

身元引受人 氏 名 _____

続 柄 _____